

同時発表：東北地方整備局

令和3年9月28日
道路局

こあかがわばし
国道279号小赤川橋の本復旧工事について
国の権限代行により着手します。

1. 概要

- 青森県むつ市の国道279号小赤川橋^{こあかがわばし}については、令和3年8月9日から
の大雨により落橋し、通行止めとなったことから、青森県からの要請を受け、
8月17日までに国が仮橋を設置したところです。
- しかし、いまだ片側交互通行を余儀なくされており、地域住民の通勤・通学
などの生活交通や物流交通にご不便をおかけしている状況です。
- こうした地域の実情や青森県からの早期の復旧が必要である旨の要請を
踏まえ、小赤川橋^{こあかがわばし}については、本復旧工事についても、国が技術力を活かし
ながら災害復旧事業を権限代行によって実施することといたしました。
- 今後、青森県やむつ市と連携し、今回の被災原因の調査や新たな迂回路の
検討などに着手し、小赤川橋^{こあかがわばし}の早期本復旧を目指します。

2. 添付資料

- こあかがわばし
・小赤川橋災害復旧（直轄権限代行）位置図、参考

<問い合わせ>

① 小赤川橋の権限代行について

東北地方整備局 道路部 道路計画第一課長 ^{かしわ} 柏 ^{ひろき} 宏樹
代表電話 022-225-2171（内線 4211） FAX 022-261-3170

② 権限代行の制度について

国土交通省 道路局 国道・技術課 課長 補佐 ^{ふじさか} 藤坂 ^{こうすけ} 幸輔（内線 37842）
代表電話 03-5253-8111 直通電話 03-5253-8492 FAX 03-5253-1620

こあかがわ 小赤川橋災害復旧(直轄権限代行)位置図



【参 考】

道路法 権限代行の根拠法

道路法

第十三条（国道の維持、修繕その他の管理）

- 3 国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。